

総務省統計局提出資料

資料1 総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画（案）

資料2 科学技術研究調査に関する意識調査の結果について（中間報告）

総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画（案）

平成18年10月 日
総務省統計局

基本的な考え方

「簡素で効率的な政府」の実現は、国・地方を通じた我が国全体の喫緊の課題であり、統計行政の分野においても、厳しい行財政事情の下、業務の一層の効率化を進めつつ産業構造の変化に対応した新たな統計の整備等の諸課題に対応していくことが求められている。

こうした情勢の下、民間事業者の創意と工夫を活用して統計調査に係る業務の見直しを行い、業務の効率化と統計の質の維持向上等を図ることは重要な課題となっており、今回の民間開放に関する取組を契機に、統計の信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組を構築することは、将来的な統計行政の発展に寄与するものである。

このため、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民や企業の秘密保護を前提に、総務省所管の指定統計調査に関連する業務について、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放（以下「民間開放」という。）を以下の取組を通じて積極的に推進していくこととする。

なお、本計画は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月閣議決定）に基づき、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向け、調査実施者である総務省としての取組方針を現時点で整理するため、策定するものである。

総務省所管の指定統計調査の実施に関わる業務の民間開放

1．国直轄調査（科学技術研究調査）

総務省において直接調査実施に関わる業務を行っている科学技術研究調査（調査員による訪問等を伴わない郵送調査。毎年5月から調査を開始）については、以下のとおり民間開放を進めていくこととする。

本調査の調査時期等を踏まえ、平成18年度に入札を実施し、次回調査（平成19年調査）から民間委託を開始する。

調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務を対象とする。

契約については、平成19年度は単年度とし、20年度以降については、19年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討する。

2．地方公共団体に実地調査を委託している調査

地方公共団体に実地調査を委託している調査について、現時点における考え方及びそれに基づく具体的措置は以下のとおりである。

個人企業経済調査等の総務省所管の指定統計調査は、科学技術研究調査を除き、すべて地方公共団体に実地調査を委託している。

(1) 考え方

当面の民間開放の推進方策

調査員を用いて実地調査を行っている総務省所管の指定統計調査は、一部の例外を除き全国でくまなく大規模に実施する、国勢の基本に関する統計調査である。

こうした指定統計調査について全国規模で一律に民間開放を実施する場合には、現在、法定受託事務として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となる。こうした措置をとるためには、全国を通じて、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となる。

これに対し、調査業務に係る民間事業者の現状は、業界団体等からのヒアリング結果によれば、各事業者が用いている調査員の数等の面からみて、上記の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。他方、上記ヒアリング結果や試験調査への応札状況等からみて、統計調査に参加意欲のある民間事業者は存在しており、規模を限定すること等の条件を付せば、実地調査に関する業務を民間事業者に委託することは可能と考えられる。

こうした現状等を踏まえると、地域単位での民間開放が可能となるよう、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当である。これにより民間事業者が実地調査に関わる業務を行う機会を創出する。

国として講ずべき措置

上記の実地調査に関する業務については、各地方公共団体の主体的判断により民間開放が実施されることとなるが、国として、地方公共団体における民間開放の取組を平成19年度から可能とするための環境整備を行うことが必要である。

業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査

国勢調査については、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告（平成18年7月公表）を受け、調査方法の大幅な変更が予定されており、国、地方公共団体における業務内容等は、今後、試験調査の結果等を踏まえつつ具体化することとしている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等に基づいて新設予定の経済センサスについても、現在、平成21年の調査実施に向け、調査方法等の具体化に向けた検討が進められているところである。

これらの調査については、見直しや企画の方向性を固めた上で、調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討し、結論を得ることとする。

(2) 環境整備等の具体的措置の内容

概要及びスケジュール

平成19年度から、総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体において民間開放に係る入札を実施し、民間開放を開始できるようにするため、関係政省令・要綱等を調査時期の到来に応じて順次改正するとともに、地方公共団体における民間開放の取組を促進するための措置について検討することとする。なお、平成19年度に実施する5年周期の大規模調査については、調査の実施時期が19年秋であることを踏まえれば、19年度当初に入札を実施する必要があることに留意して取組を進める。

また、統計の正確性を確保し、調査対象となる国民や企業からの信頼を維持するとともに、これらの国民や企業の秘密保護を確実なものとするために、民間開放の基準・条件等（業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等）についても、処理基準として、調査ごとにあらかじめ地方公共団体に提示する。

対象業務

民間開放の対象業務は、調査員が行う調査票の配布・収集・照会対応（記入指導等）、調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定等とする。

調査の流れに応じた民間開放の在り方

「国 - 都道府県 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する都道府県により実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、民間開放は、実施を希望する市（区）町村が、都道府県の同意を得て実施する。

「国 - 都道府県 - 市（区）町村 - 統計調査員 - 調査対象」の流れで行う統計調査については、上記の業務は都道府県と市（区）町村の間で分担されていることから、調査実施に関わる業務の包括的な民間開放については、業務の多くの部分を担う市（区）町村が、当該市（区）町村の属する都道府県の同意を得て実施する仕組みとすることが合理的である。具体的方法としては、都道府県は、事務処理特例条例（地方自治法252条の17の2）を制定することにより、上記の事務のうち都道府県が行う事務を当該市（区）町村に委託した上で、当該市（区）町村において民間開放を実施することが考えられる。

なお、上記の考え方や、環境整備等の具体的措置の内容については、本計画について地方公共団体から寄せられる意見、現在実施中の試験調査の結果等を踏まえ、関係府省とも連携しつつ、平成18年度末までに、必要な見直しと更なる具体化を図るものとする。

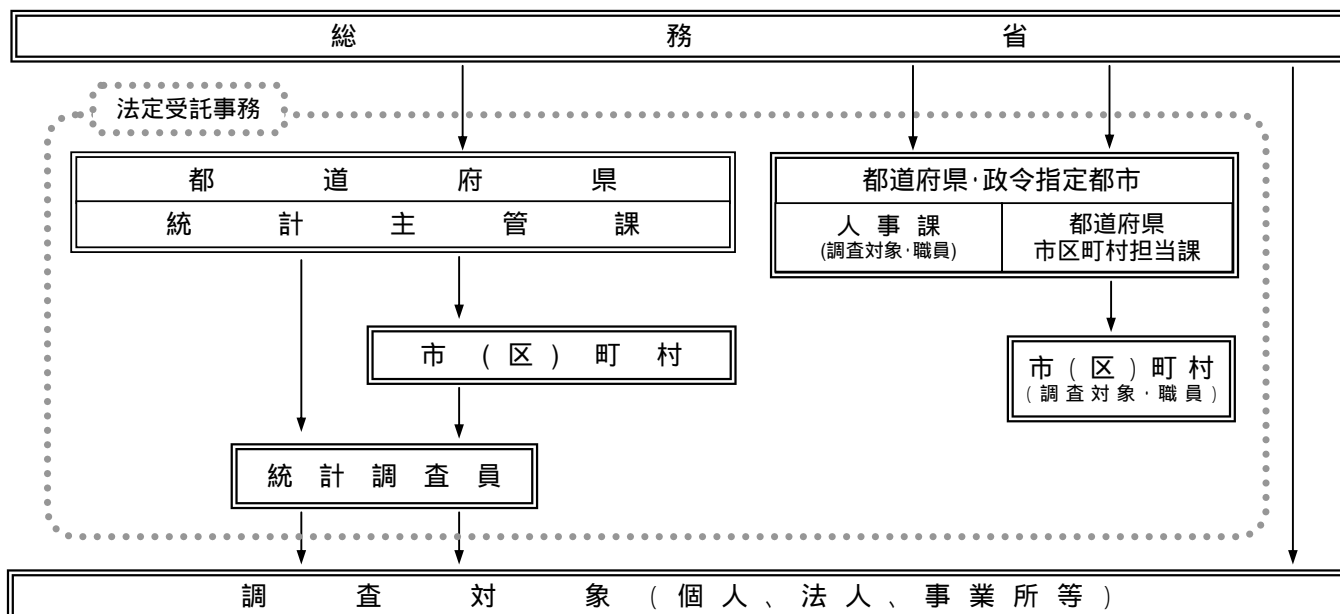
総務省所管の指定統計調査一覧

平成18年4月1日現在

指定統計調査名	周 期	次回調査実施時期	調査の流れ
事業所・企業統計調査	5年 (中間年に簡易調査)	18年度	
社会生活基本調査	5年	18年度	
就業構造基本調査	5年	19年度	
全国物価統計調査	5年	19年度	
住宅・土地統計調査	5年	20年度	
地方公務員給与実態調査	5年	20年度	
全国消費実態調査	5年	21年度	
国 勢 調 査	5年	22年度	
サービス業基本調査	5年		
労働力調査	毎月		
小売物価統計調査	毎月		
家 計 調 査	毎月		
個人企業経済調査	毎四半期		
科学技術研究調査	毎年		

事業所・企業統計調査、サービス業基本調査については、経済センサスの創設に伴い廃止予定

調 査 の 流 れ 図



科学技術研究調査に関する意識調査の結果について（中間報告）

1 調査の目的

調査対象に対し、事後的に意識調査を行うことにより、調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違い等を把握する。

2 調査の対象

本報告で取りまとめた事業所は、科学技術研究調査の調査対象（約 18,000 事業所）のうち、以下に示す と の計 12,019 事業所。

7月6日までに調査票を提出した 5,907 事業所

7月7日から7月25日の間に調査票を提出した 6,112 事業所

それ以降に調査票を提出した事業所及び調査票の返送がなかった事業所

科学技術研究調査について

調査期間は5月16日～。調査票未提出の事業所に対し、7月上旬、7月下旬、8月下旬にそれぞれ督促を行い、最終的な提出期限は10月。

（意識調査については、上記3つのグループに分けて計3回アンケートを送付）

3 調査の方法、スケジュール

2の に該当する事業所に対し、7月14日に直接アンケート用紙を送付。7月28日にアンケート提出についての督促状を送付し、8月4日を提出期限とした。2の に該当する事業所に対しては、アンケートを8月4日に送付。8月18日に督促を送付し、8月25日を提出期限とした（アンケート用紙は別添のとおり。）

4 回収結果

	配布数	有効回収	未回収等
総数	12,019	9,779	2,240
構成比(%)	(100)	(81.4)	(18.6)
資本金1億円以上の会社等	4,935	3,885	1,050
構成比(%)	(100)	(78.7)	(21.3)
資本金1億円未満の会社	2,945	2,313	632
構成比(%)	(100)	(78.5)	(21.5)
非営利団体・公的機関	1,054	973	81
構成比(%)	(100)	(92.3)	(7.7)
大学等	3,085	2,603	482
構成比(%)	(100)	(84.4)	(15.6)

注) 科学技術研究調査の調査対象数

会社等 ... 約 14,000 (抽出)

非営利団体・公的機関 ... 約 1,000 (全数)

大学等 ... 約 3,000 (全数)

5 結果の概要

問4について（問い合わせ対応や督促はどちらが行った方がよいか）

- ・「どちらでもよい」という回答が総数で57%。「民間がよい」が9%、「国がよい」が23%。
- ・「民間がよい」理由は、回答の多い順に「効率的である（83%）」、「ていねいな対応（29%）」。
- ・「国がよい」理由は、回答の多い順に「秘密を守る（72%）」、「専門性がある（37%）」。

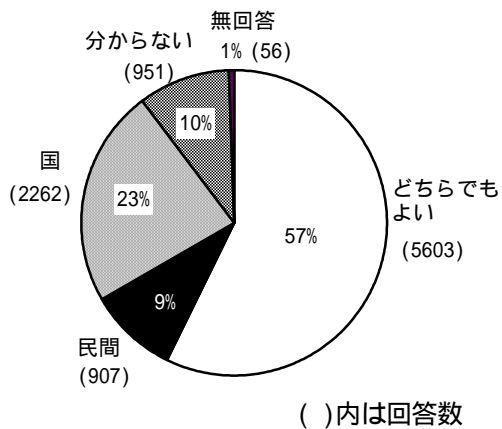


図1 問い合わせ対応や督促について

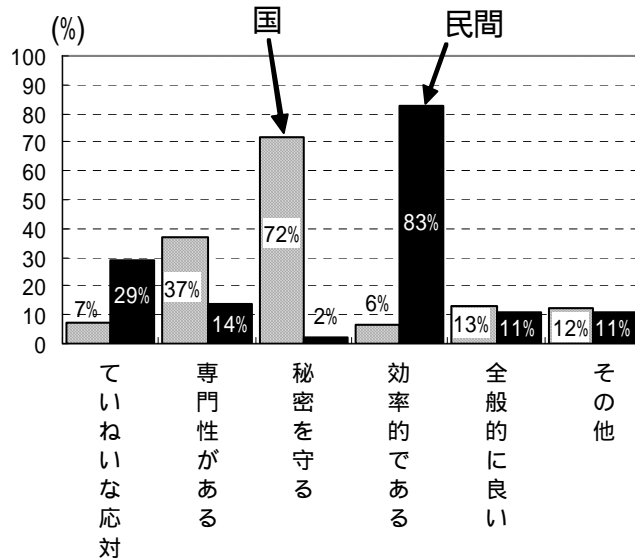


図2 民間、国がよい理由（複数回答）

問5について（調査票の受領はどちらが行った方がよいか）

- ・「どちらでもよい」という回答が総数で57%。「民間がよい」が8%、「国がよい」が25%。
- ・「民間がよい」理由で、最も回答の多いものは「効率的である（88%）」。
- ・「国がよい」理由で、最も回答の多いものは「秘密を守る（83%）」。

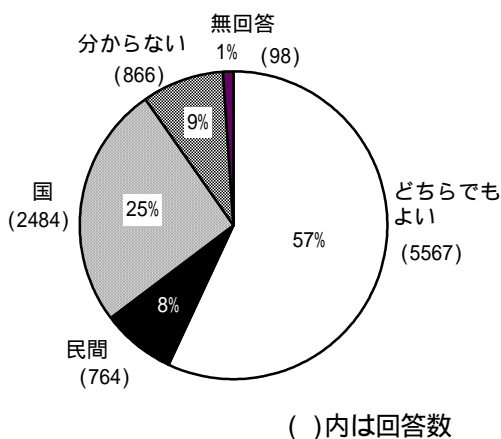


図3 調査票の受領について

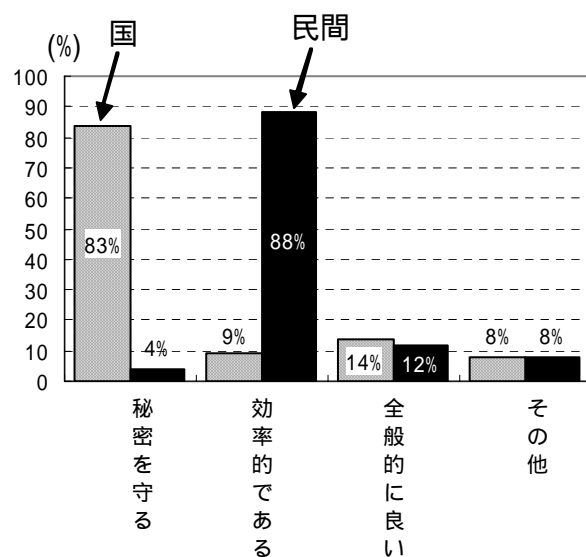


図4 民間、国のよい理由（複数回答）

問6について（民間委託する際に事業者が注意すべき点）

- ・最も注意すべき点で、最も回答の多いものは「秘密の保護」(32%)
- ・その他注意すべき点で、回答の多い順に「秘密の保護」(75%)、「国からの委託を確認できる」(59%)、「目的外使用の禁止」(56%)

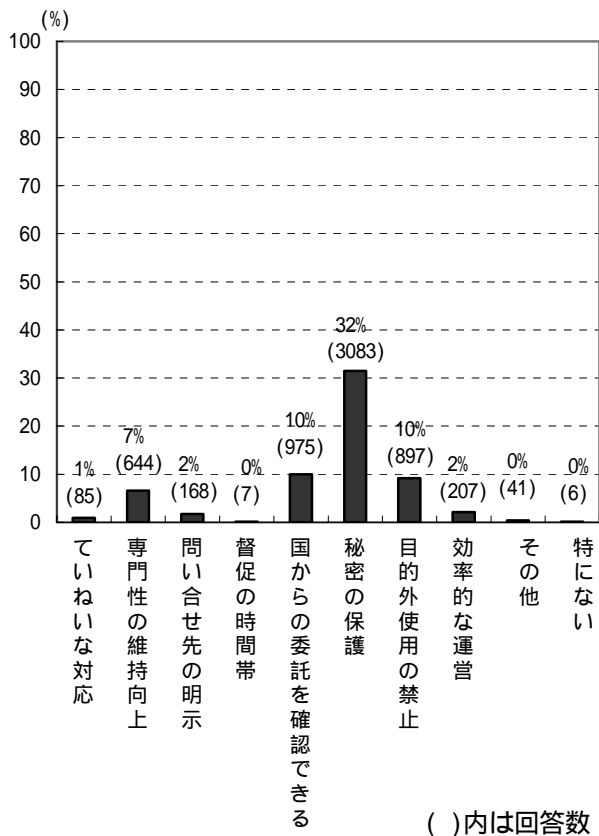


図5 (最も当てはまる)がマークされた項目(単一回答)

無回答(無)等が約40%

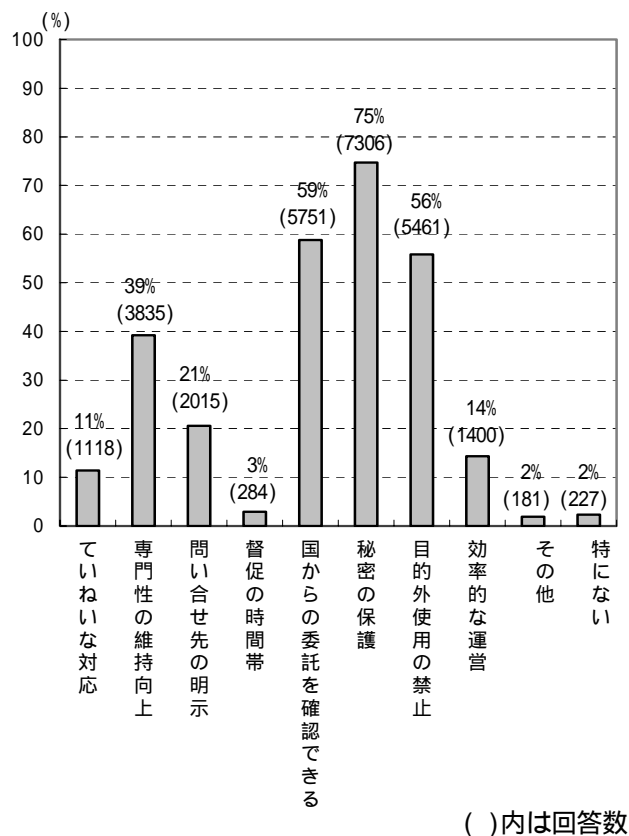


図6 (当てはまる)がマークされた項目(複数回答)

「科学技術研究調査」にご協力いただいた方へ

先日は、総務省統計局がお願いした「科学技術研究調査」にご協力いただき、ありがとうございました。
このたび、総務省統計局では、調査の改善を図るための系統的な見直しの一環として、調査を受けられた皆様に事後的にアンケートを実施することになりました。重ねてのお願いになり誠に恐縮ですが、以下の各質問にお答えの上、同封の返信用封筒に入れ、**8月4日(金)**までにポストにご投函くださいますようお願いいたします。

ご記入いただいた回答は統計的な処理をし、個々の回答を他の目的に利用することはありません。

該当する選択肢に をつけてください。

問1 . 平成18年5月下旬頃、「科学技術研究調査」の調査票を郵送でお送りしましたが、受け取られましたか。

- 1 受け取った → 問2へ
- 2 受け取っていない → 問3へ

問2 . 「科学技術研究調査」の調査票は、郵送でもインターネット経由でもご提出いただけますが、どちらの方法で調査票をご提出いただきましたか。

- 1 郵送で提出した → 付問2へ
- 2 インターネット経由で提出した } → 問3へ
- 3 まだ提出していない }

(問2で「1 郵送で提出した」と回答された方へ)

付問2 . 郵送を選ばれた理由はありますか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。

- 1 毎年郵送で提出しているから
- 2 インターネット経由で提出できることを知らなかったから
- 3 インターネット経由での提出は面倒だと思ったから
- 4 インターネット経由ではセキュリティの面で不安があるから
- 5 その他 []
- 6 特にない

問3 . 「科学技術研究調査」の調査結果を利用したことがありますか。

- 1 利用したことがある
- 2 利用したことがない
- 3 分からない

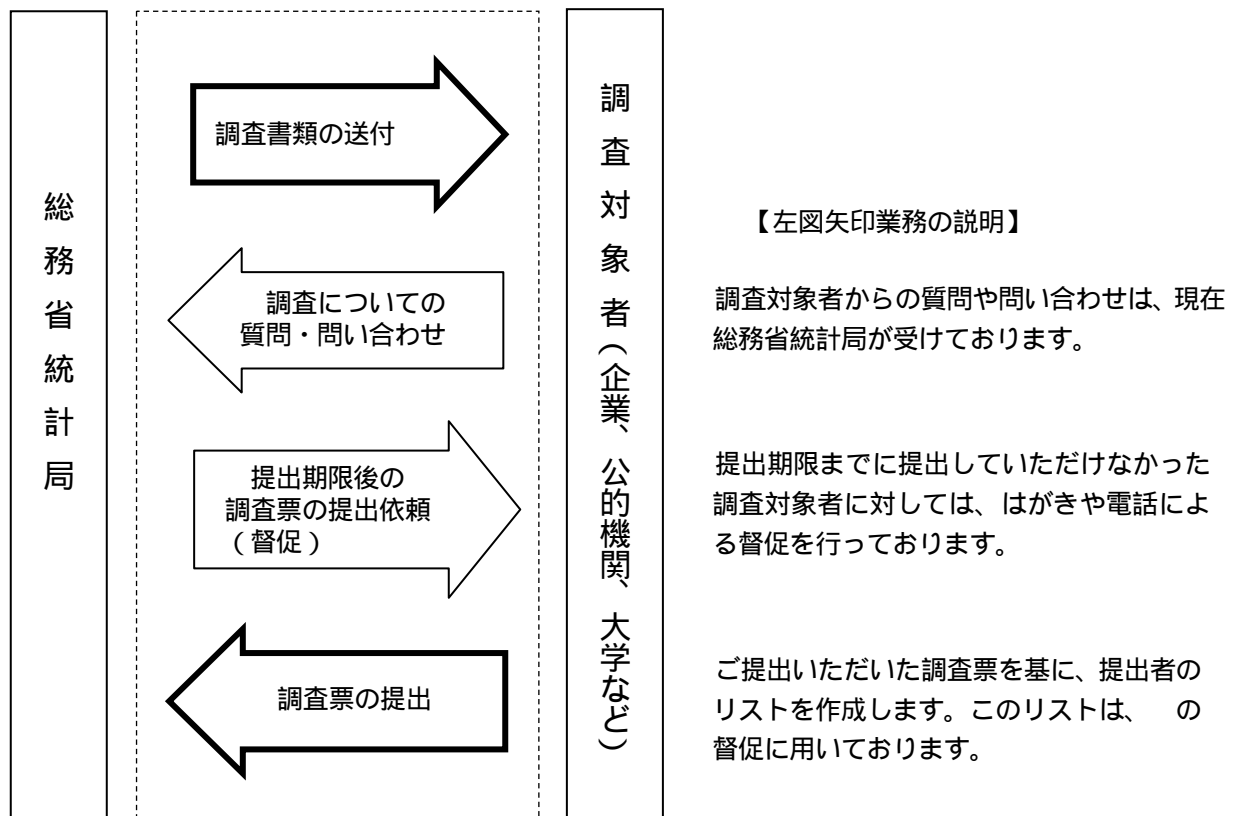
以下の質問は、下の図をご覧になった上でお答えください。

現在、総務省統計局では、「科学技術研究調査」を含め、これまで総務省統計局が行っていた事務の一部を民間事業者へ委託することを検討しています（ ）。

なお、これらの業務を民間事業者へ委託した場合でも、法律により、業務を受託する民間事業者にも**守秘義務**がかかるため、調査票の内容が外部にもれることはありません。

()これは、政府の方針である「公共サービスの改革」(国や地方自治体が行ってきた公共サービスについて、透明かつ公正な競争入札を行い、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する・いわゆる市場化テスト)の一環として行われるものです。

【科学技術研究調査の流れ】



図の点線部分について、民間委託することを検討しています。

問4 .図の の「調査についての質問・問い合わせ」の業務と の「提出期限後の調査票の提出依頼」業務を、国（総務省統計局）が直接行うのと、国から委託を受けた民間事業者が行うのとどちらがよいと思いますか。最も当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- | | | | |
|---|-------------------|---|--------|
| 1 | 国でも民間事業者でもどちらでもよい | → | 問5へ |
| 2 | 国がよい | → | 付問4-1へ |
| 3 | 民間事業者がよい | → | 付問4-2へ |
| 4 | 分からない | → | 問5へ |

(問4で「2 国がよい」と回答された方へ)

付問4-1 .国がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。

(回答後は問5へ)

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 国の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから |
| 2 | 国の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから |
| 3 | 国の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから |
| 4 | 国の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 5 | 国の方が、全般的に良いと思うから |
| 6 | その他〔 〕 |

(問4で「3 民間事業者がよい」と回答された方へ)

付問4-2 .民間事業者がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。(回答後は問5へ)

- | | |
|---|---|
| 1 | 民間事業者の方が、ていねいな受け答えや対応をと思うから |
| 2 | 民間事業者の方が、調査に関する知識や専門性を持ち、的確な説明ができると思うから |
| 3 | 民間事業者の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから |
| 4 | 民間事業者の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 5 | 民間事業者の方が、全般的に良いと思うから |
| 6 | その他〔 〕 |

問5 .図の の「調査票の提出」について、提出された調査票の受領(提出者リストを作成する際に、調査票の入った封筒を開封する業務も含まれます)を、国が直接行うのと、国から委託を受けた民間事業者が行うのとどちらがよいと思いますか。最も当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- | | | | |
|---|-------------------|---|--------|
| 1 | 国でも民間事業者でもどちらでもよい | → | 問6へ |
| 2 | 国がよい | → | 付問5-1へ |
| 3 | 民間事業者がよい | → | 付問5-2へ |
| 4 | 分からない | → | 問6へ |

(問5で「2 国がよい」と回答された方へ)

付問5-1. 国がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。

(回答後は問6へ)

- | |
|---|
| 1 国の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから |
| 2 国の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 3 国の方が、全般的に良いと思うから |
| 4 その他〔 〕 |

(問5で「3 民間事業者がよい」と回答された方へ)

付問5-2. 民間事業者がよいと思う理由は何ですか。当てはまるものにいくつでも をつけてく

ださい。(回答後は問6へ)

- | |
|---|
| 1 民間事業者の方が、知り得た情報についての秘密を守ると思うから |
| 2 民間事業者の方が、効率的に業務を進めると思うから |
| 3 民間事業者の方が、全般的に良いと思うから |
| 4 その他〔 〕 |

問6. 図の ~ の業務を民間事業者に委託するとした場合に、事業者が注意すべき点として、当てはまるものに3つまで をつけてください。また、そのうち最も当てはまるものに1つだけ をつけてください。

- | |
|---|
| 1 電話照会の際、ていねいな受け答えや対応に努めること |
| 2 的確な説明ができるよう、調査に関する知識や専門性を持つことに努めること |
| 3 不明な点があった場合、どこに尋ねるのかを分かりやすく、ていねいに示すこと |
| 4 電話による提出依頼(督促)の場合、時間帯などに配慮すること |
| 5 国が委託した民間事業者であることを確認できるようにすること |
| 6 知り得た情報について、秘密の保護に万全を期すこと |
| 7 知り得た情報について、営業活動などの他の目的への使用の禁止を徹底させること |
| 8 効率的な業務の運営に努めること |
| 9 その他〔 〕 |
| 10 特になし |

問7. その他、統計調査業務を民間事業者に委託することに関するご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

科学技術研究調査の概要

調査のねらい

我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ること

調査の概要

調査の時点 毎年3月31日現在

調査対象及び単位
約18,000 客位

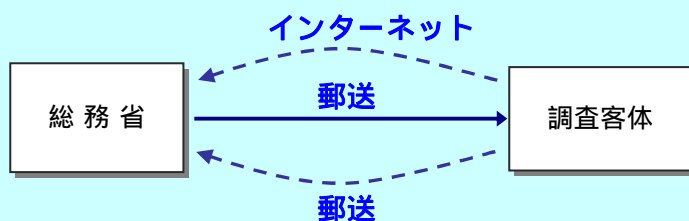
企業等	約14,000 (法人ごと：標本調査)
非営利団体・公的機関	約1,000 (研究を実施している法人及び研究機関ごと：全数調査)
大学等	約3,000 (学部、学校、研究所、法人、施設ごと：全数調査)

調査事項

- (1) 研究の実施に関する事項 (研究実施の有無、研究の種類等)
- (2) 研究関係従業者に関する事項 (研究関係従業者数、専門別研究者数等)
- (3) 研究費に関する事項 (内部使用研究費、性格別研究費、製品・サービス分野別研究費、特定目的別研究費等)
- (4) 技術貿易に関する事項 (相手先企業の国籍名及び対価(受取、支払)額)

調査の流れ (郵送調査)

調査票送付 5月中旬～下旬



督促業務

第1回督促 7月上旬 (葉書送付)
第2回督促 7月下旬 (葉書送付)
第3回督促 8月下旬 (*)
(*) 企業等のみ 公文入り封書及び
調査票等調査関係書類一式送付

第3回目以降は電話による督促を行い、
全ての督促業務は10月上旬に終了。

参考：平成17年調査の回収率

企業等	約79% (うちインターネット21%)
非営利団体・公的機関	約99% (うちインターネット40%)
大学等	100% (うちインターネット60%)

結果の利用

科学技術振興政策等の施策立案の基礎資料

科学技術白書を始め各種白書等における分析の基礎資料